

平成23年10月31日

北九州市保健福祉局

(仮称) 第三次北九州市高齢者支援計画

【試案】

各論 2

〔基本目標2〕

高齢者と家族を大切にし共に支えるまち

(※ 認知症対策・権利擁護分科会)

1 基本的な考え方

現在、本市の65歳以上の高齢者のおよそ8人に1人が認知症であり、今後、高齢化の進行に伴って更に増加することが見込まれます。また、認知症の方の中には、65歳未満で発症する「若年性認知症」の方もおられますが、ご本人や家族は、高齢者の場合とは異なる生活上の悩みや将来への不安などがあります。

こうした現状を踏まえ、認知症の啓発・予防、早期発見・早期対応、ケア、安全の確保など、これまで本市が進めてきた認知症対策の更なる充実を図るとともに、若年性認知症対策にも取り組んでいく必要があります。

また、関係機関・団体との更なる連携のもと、高齢者の権利擁護や虐待防止の取り組みを進め、認知症や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを推進していく必要があります。

あわせて、高齢者を介護している「家族」の役割を再確認し、家族介護者の「介護に関する負担感や不安」を軽減し、家族に対する相談や支援の充実に取り組みます。

2 第二次支援計画の主な取り組み

(1) 認知症

認知症対策については、啓発・予防、早期発見・早期対応、ケア、安全の確保など、様々な取り組みを行ってきました。

まず、認知症の啓発活動として、認知症に関する正しい理解を促進するため、「認知症サポーター」の養成や、認知症啓発月間を設け、市民への啓発などを実施してきました。また、認知症予防の取り組みとして、軽度認知障害（MCI）対策推進事業や、認知症予防教室、訪問型介護予防事業などを実施してきました。

次に、早期発見・早期対応の取り組みとして、「ものわすれ外来」の充実や「認知症疾患医療センター」を設置するとともに、医療・福祉・介護関係者の連携強化を進めてきました。

また、家族支援の取り組みとして、認知症の方や家族が不安や悩みなどを相談できる「認知症コールセンター」の開設、介護している家族の精神的・身体的負担の軽減のため「ささえあい相談会」を実施するとともに、高齢者介護の実務者等に認知症ケアに関する実践的な研修を実施してきました。

(2) 権利擁護、虐待防止

高齢者の権利を尊重し、在宅高齢者の虐待防止等を行うため、地域包括支援センターを中心とした北九州方式の権利擁護システムを設け対応してきました。

また、介護サービス相談員が施設入所者の相談を受け、虐待の早期発見につながるとともに、介護サービス事業者を対象に虐待防止・権利擁護等に関する研修の実施や、虐待に関して相談・通報・届出をする窓口を事業者等に周知するなど、施設や介護サービス事業者による高齢者虐待防止のための取組みを行ってきました。

さらに、判断能力が衰えてきた高齢者に対する金銭管理サービス等の提供（地域福祉権利擁護事業）、成年後見制度の活用やその担い手である市民後見人の養成など、高齢者の権利擁護を推進する取組みを進めてきました。

3 現状と課題

(1) 総合的な認知症対策

認知症予防の取組みについて、認知症サポーターの養成については、順調に推移していますが、今後、サポーターの養成と併せ、サポーターが支援者として活動できる体制作りを行うことが必要です。

認知症予防教室等の参加者数は、まだ十分とは言えません。今後は、広報や実施時期を工夫するなどして、参加者を増加させることが必要です。

認知症の早期発見・早期対応の取組みである「ものわすれ外来」の受診者数や、認知症疾患医療センターの相談数は増加しています。今後とも、医療・介護等の連携をより強化し、取組みを推進していくことが必要です。

認知症に関する相談・家族への支援として、認知症コールセンターの相談件数は増加していますが、支援が必要な方はまだ多いと思われます。広報や情報発信を充実し、家族支援を強化することが必要です。

認知症ケアにあたる専門職の育成について、研修参加者数などは目標を達成していますが、専門職の知識・技術の向上に向け、更なる研修の充実が必要です。

徘徊高齢者等SOSネットワークや位置探索サービスへの登録者数は少しずつ増加していますが、制度の活用は十分とは言えず、ネットワークの充実や登録者を増やしていくことが必要です。

(2) 権利擁護・虐待防止

地域包括支援センターを中心とした虐待防止システムは有効に機能していますが、今後、認知症高齢者や困難事例の増加が予想されるため、対応する職員のレベルアップなど更なる相談・対応体制の充実が必要です。

また、介護サービス事業者を対象に高齢者虐待や権利擁護など、様々な研修に取り組んでいますが、今後も事業者への啓発や、早期発見、指導等を迅速に実施する必要があります。

地域福祉権利擁護事業、市長申立てによる成年後見制度の利用者は、おおむね目標に達するとともに、市民後見人の養成や活用も全国に先がけて行っています。

今後とも、市内の認知症高齢者は増加することが予想されるため、これらの取り組みを推進する必要があります。

(3) 家族介護者の支援

平成22年度の高齢者等実態調査において、高齢者を介護する家族の6割近くの方が「介護するうえで困っていることがある」と回答するなど、介護している家族の方は「将来の不安」、「孤立感（他に介護を任せる人がいない）」、「身体的な負担感」など、様々な悩みを抱えながら高齢者を支えています。

今後とも、認知症コールセンターやささえあい相談会をはじめとする家族支援の取り組みを充実する必要があります。

4 施策の方向

【施策の方向性3】総合的な認知症対策の推進

医療・介護などの関係機関相互の連携を強化し、認知症の予防から早期発見・早期対応・ケアまでの一貫した取り組みを充実します。あわせて、認知症に対する地域社会の理解を深め、認知症サポーターなど、高齢者と家族を支える人材の育成と活動の支援を図ります。

（基本的な施策1）総合的な認知症ケアの推進

予防から早期発見・早期対応・ケア・家族支援までの一貫した取組みや、地域で認知症高齢者を見守り、支える環境づくり、さらには若年性認知症への対応も含めて、総合的な認知症ケアの充実・強化を図ります。

（基本的な施策2）認知症を正しく理解し支える人材の育成と活動支援

認知症に関する正しい知識や理解を、広く市民に啓発するとともに、認知症高齢者のケアに携わる専門職の知識・技術の向上や認知症対策に関する共通理解を得るための人材育成や活動支援に取り組みます。

（基本的な施策3）認知症高齢者の安全の確保

認知症高齢者が、徘徊行動等により所在不明となった場合に、対象者を早期に発見・保護するための取組みを充実・強化します。

【施策の方向性4】権利擁護・虐待防止の充実・強化

すべての高齢者の権利が尊重され、その人らしく安心して生活できるよう、地域や関係機関及び介護サービス事業者との連携により、早期発見から迅速かつ適切な対応・継続した見守りまでの一貫した虐待防止の仕組みを強化します。

また、高齢者の権利や財産を守るため、権利擁護の取組みや成年後見制度の利用を促進します。

（基本的な施策1）高齢者の虐待防止対策の強化

市民や関係機関・団体や介護サービス事業者等との連携により、早期発見から迅速かつ適切な対応、継続的な見守りまでの一貫した虐待防止の仕組みを強化します。

また、地域包括支援センター職員など関係者の対応能力の向上を図ります。

(基本的な施策2) 高齢者の権利擁護の推進

弁護士、司法書士、権利擁護・市民後見センター「らいと」、北九州成年後見センター「みると」等の関係機関との連携を強化するとともに、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用を促進します。

また、引き続き、市民後見人を養成するなどして、高齢者の権利擁護を推進します。

【施策の方向性5】 高齢者を支える家族への支援

認知症や介護が必要な高齢者が、住み慣れた地域で心豊かに生活していくためには、介護保険などの公的なサービスとあわせて、家族など身近な人による見守りや介護が大きな役割を果たします。

しかしながら、高齢者を介護する家族は、「将来への不安」など、様々な悩みを抱えながら介護を行なっています。

こうした現状を踏まえ、家族介護者の介護に対する負担感や不安をレスパイトの視点を踏まえて軽減し、地域社会全体で高齢者と家族をともに支える体制づくりを推進します。

(基本的な施策1) 高齢者を介護する家族への相談体制の強化

家族の介護に対する不安や悩みに対応するため、介護や認知症についての知識や、介護保険などのサービス・制度について、身近な相談やきめ細やか情報提供を進めます。あわせて、同じ悩みを抱える家族介護者の仲間づくりを通して、介護者の孤立感や不安の軽減を図ります。

(基本的な施策2) 家族による介護を支えるサービス・制度の充実

高齢者を介護する家族の負担の軽減を図るため、ホームヘルプサービスやデイサービス、ショートステイ、小規模多機能型居宅介護などの在宅サービスの利用促進を図るとともに、身近な介護施設における介護教室など、家族支援を推進します。

(基本的な施策3) 高齢者と家族を支える地域社会の風土づくり

高齢社会対策や地域福祉への市民の理解を深め、地域社会全体で高齢者と家族を支援する意識啓発や主体的な取組みの定着を図ります。

第三次高齢者支援計画掲載事業名	事業概要
認知症対策の充実・強化	
総合的な認知症ケアの推進	
軽度認知障害対策推進事業	軽度認知障害に関する啓発を推進するとともに、市民センターなどで軽度認知障害のスクリーニング検査を実施することにより、専門医療機関や予防活動につなぐなど早期発見・早期対応を行います。
認知症対策連携強化事業	認知症疾患の保健医療水準の向上を図るため設置した「認知症疾患医療センター」を有効に活用し、保健・医療・介護機関などと連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、急性期医療、専門医療相談、研修などを実施します。また、福祉・介護との連携を図り、地域における認知症ケア体制の強化を図ります。
認知症を予防するための心と体の健康づくり事業	認知症の発症を予防するため、保健・医療・福祉などの関係者や地域住民の連携により、認知症の予防意識の向上を図るとともに、運動や創作プログラムを取り入れた教室を開催します。
認知症コールセンター	介護経験者等が、認知症高齢者や家族がかかえる不安・悩みなどについて、電話等で相談に応じます。
家族介護者のささえあい相談会	介護経験者などが、在宅で認知症高齢者や寝たきり高齢者などを介護している家族からの相談を受け、またアドバイスをを行うことにより、家族介護者の精神的負担を軽減します。
認知症の早期発見・早期対応促進事業	精神科、神経内科、脳神経外科、内科などの市内の医療機関の協力により高齢者が気軽に受診できる専門外来として「ものわすれ外来(認知症についての外来窓口)」を設置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期発見・早期対応を目指します。また、認知症サポート医、協力医療機関担当医及びかかりつけ医を対象とした各研修の実施により、専門性の向上と関係機関の連携を図ります。
新 若年性認知症対策事業 ※検討中	本市における若年性認知症の実態を把握し、市民や企業への啓発や情報提供を行うなど、若年性認知症対策の実施を検討します。
新 認知症地域支援事業 ※検討中	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するため、医療、介護、地域がネットワークを組み、認知症の人へ効果的な支援を行うことが重要です。このため、このネットワークのコーディネーターとしての役割を担う人材の配置を検討します。
新 高齢者のための脳の健康教室 ※検討中	認知症予防活動に関心のある65歳以上の市民を対象に、民間事業者と連携した「脳の認知機能を鍛える教室」の実施を検討します。

第三次高齢者支援計画掲載事業名		事業概要
新	認知症に関する実態調査 ※検討中	認知症の方(若年性認知症を含む)や家族介護者の実態・ニーズ及び医療機関や介護事業者の対応状況等を把握するなど、今後の認知症対策の基礎資料を得ることを目的とした、実態調査を実施の検討します。
認知症を正しく理解し支える人材の育成と活動支援		
	認知症啓発促進事業	認知症の正しい理解の普及・啓発のため、啓発物の作成や講演会などを行い、認知症高齢者やその家族を地域で支えていくための環境づくりを行います。また、関係団体が主催する啓発事業に協力するなど、協働体制を強めます。
	認知症サポーターキャラバン事業	本人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症を理解して、認知症の人やその家族を地域で温かく見守り、支える「認知症サポーター」の養成に取り組みます。また、認知症サポーターの活動機会の提供や、フォローアップ研修などを通じて、育成や活用を進めます。
	認知症介護研修事業	認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、事業所の指導的立場にある人および介護実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する研修を実施します。
認知症高齢者の安全の確保		
	徘徊高齢者等SOSネットワークシステム	認知症高齢者や障害のある人などが徘徊行動により所在不明となった場合に、警察、区推進協議会、交通機関などが連携したネットワークを充実強化し、早期発見、早期保護を図ります。
	徘徊高齢者等位置探索サービス	GPSを利用した24時間365日対応の位置探索システムにより、徘徊高齢者などを介護している家族からの依頼に基づき、徘徊高齢者などの現在位置の情報を家族へ提供します。
	徘徊高齢者等一時保護事業	徘徊行動により保護された高齢者等が身元不明である場合に、特別養護老人ホームにおいて一時的に保護することにより、高齢者等の安全の確保を図ります。

第三次高齢者支援計画掲載事業名	事業概要
虐待防止・権利擁護の推進	
高齢者の虐待防止対策の強化	
高齢者虐待防止事業	地域包括支援センターを中心とした、地域レベル・区レベル・市レベルの三層構造の虐待防止システムを円滑に運用するために、運用マニュアルの見直しや、困難事例については弁護士など専門職の意見を取り入れながら対応していきます。また、高齢者虐待防止について市民に周知を図ります。
施設及び介護サービス事業者による高齢者虐待防止システム	高齢者へ適切なケアを提供するために必要な知識の普及・啓発を行います。 また、虐待に気づいた家族や介護サービス従事者などが相談・通報・届出するための窓口を設置します。虐待と判断された場合は、県に報告するとともに、老人福祉法や介護保険法に基づき適切な指導を行います。
新 高齢者虐待対応職員レベルアップ事業	地域包括支援センター職員を中心に、法的な知識や、障害分野などの知識の習得を図るとともに、緊急対応時などに弁護士に必要なアドバイスを求められる仕組みづくりを行ないます。
高齢者の権利擁護の推進	
成年後見制度利用支援事業	判断能力が衰えた高齢者の権利や財産を守る「成年後見制度」の利用促進のため、制度の利用に係る相談や啓発を行います。また、身寄りがなく、かつ本人の申立てが困難な高齢者に代わり、市長が家庭裁判所への申立てを行います。その他に、生活保護受給者などの申立て費用や市長が申立てを行った場合の後見人報酬を助成します。
地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)	判断能力が衰えてきた高齢者などに対し、支援員が福祉サービスの手続きや日常生活に必要な金銭管理サービス、財産管理サービスを提供します。
市民後見促進事業	第三者後見人の不足に備え、親族に後見人を期待できない一人暮らしの高齢者などが成年後見制度を利用できるように、社会貢献型「市民後見人」を養成します。また、養成した市民後見人を「権利擁護・市民後見センター(らいと)」に登録することによって法人後見を提供します。
あんしん法律相談事業	要援護高齢者又はその家族などを対象に、「借地・借家」「相続」「金銭管理」「近隣とのトラブル」など民事・刑事上の法律に関わる問題について、福岡県弁護士会北九州部会の協力を得て、各区役所において無料で法律相談を実施します。
新 高齢者虐待対応職員レベルアップ事業	地域包括支援センター職員を中心に、法的な知識や、障害分野などの知識の習得を図るとともに、緊急対応時などに弁護士に必要なアドバイスを求められる仕組みづくりを行ないます。

第三次高齢者支援計画掲載事業名	事業概要
高齢者を支える家族への支援	
高齢者を介護する家族への相談体制の強化	
地域包括支援センター運営事業②	<p>家族介護者からの、高齢者の介護や認知症に関する様々な相談に応じ、保健・医療・福祉のサービスや制度の利用につなげるなど、介護に関する負担感や不安の軽減に向けて、支援を行います。</p>
認知症コールセンター	<p>介護経験者等が、認知症高齢者や家族がかかえる不安・悩みなどについて、電話等で相談に応じます。</p>
家族介護者のささえあい相談会	<p>介護経験者などが、在宅で認知症高齢者や寝たきり高齢者などを介護している家族からの相談を受け、またアドバイスを行うことにより、家族介護者の精神的負担を軽減します。</p>
あんしん法律相談事業	<p>要介護高齢者又はその家族などを対象に、「借地・借家」「相続」「金銭管理」「近隣とのトラブル」など民事・刑事上の法律に関わる問題について、福岡県弁護士会北九州部会の協力を得て、各区役所において無料で法律相談を実施します。</p>
高齢者排泄相談事業	<p>主に尿もれや頻尿など、排泄に関して悩みのある高齢者やその家族、あるいはかかりつけ医やケアマネジャーなどが気兼ねなく相談できる排泄ケアの専門相談窓口として、「電話相談」と「相談会」を実施します。また、高齢者の排泄ケアに関する知識の普及・啓発のため、研修会などを開催します。</p>
新 認知症介護家族交流会	<p>認知症の人を介護している家族を対象として、家族同士が励ましあい、認知症や介護について学びあうための交流会を実施します。</p>
新 介護施設等における家族支援の推進 ※検討中	<p>「介護方法を学ぶ」、「介護方法を相談する」、「ほっと一息できる場の提供」など介護施設等が実施する家族支援を普及・促進するとともに、市民が活用しやすいよう、情報発信を行います。</p>
家族による介護を支えるサービス・制度の充実	
高齢者見守りサポーター派遣事業	<p>認知症などの高齢者を介護している家族の精神的・身体的負担を軽減するため、サポーター研修を受講したボランティアが、高齢者の自宅を訪問し、見守りや話し相手を行います。</p>
家族介護慰労金支給事業	<p>重度の介護を要する高齢者を、介護保険のサービスを利用せずに介護している家族への慰労として、年額10万円を支給します。</p>

第三次高齢者支援計画掲載事業名		事業概要
	在宅高齢者等寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	在宅の寝たきり高齢者などが使用している寝具の洗濯乾燥消毒サービスを行うことにより、利用者の健康増進と生活環境の改善及び介護者の労力と経済的負担の軽減を図ります。
	在宅高齢者等訪問理美容サービス事業	理髪店・美容院に行くことができない在宅の寝たきり高齢者などを対象に、各家庭を訪問し、理容・美容サービスを提供することにより、利用者の衛生の維持及び介護者の負担軽減を図ります。
	訪問給食サービス	栄養管理・改善が必要な一人暮らしの高齢者に、栄養のバランスのとれた食事を届け、在宅生活を支援するとともに、利用者の安否を確認し、健康状況に異変があった場合には、関係機関への連絡などを行います。
新	認知症介護家族交流会	認知症の人を介護している家族を対象として、家族同士が励ましあい、認知症や介護について学びあうための交流会を実施します。
	介護保険サービスに係る負担軽減等	※再掲
高齢者と家族を支える地域社会の風土づくり		
	人にやさしいまちづくりの推進	高齢者を含めた誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して快適に生活できる「人にやさしいまち」を実現するため、年齢や障害の有無などの違いを相互に理解し、尊重し合う「心のバリアフリー」を推進するための啓発事業や情報提供を行います。特に体験型啓発事業である「ふれあいバリアフリー事業」の内容充実を図ります。
	高齢社会を考える区民の集い	※再掲
	認知症啓発促進事業	※再掲
	認知症サポーターキャラバン事業	※再掲